

板倉町集中改革プラン

板 倉 町

集中改革プランの内容

1 集中改革プランの考え方

国は平成17年3月「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新指針」という。)において、平成17年から平成21年の5年を期間とする行政改革の具体的な取組を町民に分かりやすく説明することが求められている。

町においては、第4次総合計画に位置づけられた「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を実現するため、従来実施してきた行政改革を継続して推進するもの。

2 集中改革プランの目的

国と地方の三位一体改革が推進される中、当面は自立を目指す本町の行財政はますます厳しさを増す状況にある。

しかし、自立した行政運営のためには自主財源の確保はもちろんのこと、限られた財源をより有効に生かした行財政運営が必要となります。

そこで、効率的な行政運営を目指すため、事務事業の見直しや経費削減等を明示し、町民に理解を求めながら、一体となった、安心・安全な町づくりをめざすもの。

3 集中改革プランの計画期間

平成17年4月1日～平成21年3月31日

4 集中改革プランの体系（取組項目）

- (1) 事務事業及び組織・機構の見直し
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用）
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- (5) 経費節減等の財政効果
- (6) 地方公営企業の経営健全化

5 集中改革プランの継続的な見直しの実施

この期間中に新たな問題点など生じた場合には、その都度積極的に検討を加え、見直しを実施したときには、町民等に対し積極的な報告に努める。

集中改革プランの取組項目

1 事務事業及び組織改革の見直し

(1) 事務事業・組織改革の見直しの考え方

町は、限られた財源、限られた人員の中で町民の期待に応えられる、地域社会を築き上げる必要があり、町民の視点にたつて簡素で効率的な行政サービスの改善を図る。

また、抜本的な組織・機構の見直しを検討し、横断的な事務を遂行できる体制づくりが必要である。

(2) 事務事業・組織機構の見直しの目的

社会経済情勢の急激な変化や、町民のニーズに対応するため、スリム化、効率化、柔軟性等に配慮し、総合的なサービスが行えるよう、窓口の一元化を目指し、事務事業全般の整理合理化を図る。

また、組織・機構の見直しについても、定員管理に掲げる目標とする職員数にするため、課・係等の統廃合を実施し、効率的な組織改革を目指す。

(3) 取組内容

ア 機構改革

町政改革推進室及びプロジェクトチームによるグループ制に向けての組織の見直しを実施。

《組織見直しの基本方針》

- ・ 職員の定員適正化計画や財政状況を考慮して、効率的で効果のある組織の構築をし、人員の抑制を図っていく。
- ・ 組織が肥大化しないよう、簡素化・合理化に努め、総合的に柔軟な対応が図れるよう機構の構築と運用を図る。
- ・ 事務処理と意志決定の迅速化を図るため、組織の再編（フラット化）と事務決裁規程や財務規則などの見直しを実施する。
- ・ 職員の意識改革を図るため、職能制の導入、人事評価制度の改変を実施する。
- ・ 住民の目線にたつた分かりやすい行政組織の構築を目指す。

イ 補助金、自主財源確保等の取り組み概要

(単位：百万円)

区分	取組概要	取組期間 / 節減効果額					
		H17	H18	H19	H20	H21	計
補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 区長、民生委員、農業委員、議員の研修時 補助金の削減(0.2%) 麦作団地種子助成金の廃止(2.1%) 地区防災活動、職員福利厚生補助金の削減(6.4%) 	実施					45
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校体験搭乗、ガン検診事業委託料削減(4.3%) 広報誌作成事業見直し(2.7%) 板倉町環境委員等の報酬の廃止、記念品の廃止(81%) 中学生海外派遣事業の廃止(6.5%) 	9	9	9	9	9	
自主財源等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 岩田流通団地開業《一部》による財政源の確保。 	検討	実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計に係る繰出金のあり方を再検討し縮減を図る。 			検討			
	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理等を実施し税率アップを目指す 			検討			
	<ul style="list-style-type: none"> 町有施設における光熱水費、消耗品等の節減目標の検討。 			検討			
	<ul style="list-style-type: none"> H17.18年度管理職手当(10%カット)、超勤手当(200時間)の削減。今後も検討。 	実施		検討			
	<ul style="list-style-type: none"> 事務量の軽減化のために財務会計システムを導入。 	検討		実施			

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

(1) 指定管理者制度の活用について

財政負担の軽減のため「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る。

	施設の種類	総施設数	主な施設
公 の 施 設	レクリエーション・スポーツ施設	2	海洋センター、レンタサイクルセンター
	産業振興施設	1	農産物直売所(季楽里)
	基盤施設	12	資源化センター、水質浄化センター、町営駐車場等
	文教施設	16	小中学校、保育園、公民館、わたらせ自然館等
	医療・社会福祉施設	6	保健センター、福祉センター、障害者生産活動センター等
	合計	37	

・公の施設ごとの取組内容

区 分	施設名 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間				
			H17	H18	H19	H20	H21
指定管理者 制度導入	医療・社会福祉 施設 (福祉課)	H18年度より総合老人福祉センター、 障害者生産活動センター、デイサー ビスセンター、障害者デイサービス センターの管理業務を指定管理者制 度に移行。	検討	実施			
	産業振興施設 (産業振興課)	平成21年度までに、農産物直売所の 管理のあり方について検討。	検討		検討		
	文教施設 (教育委員会)	平成21年度までに、各公民館・わた らせ自然館の管理のあり方について 検討。	検討		検討		
	(福祉課)	無認可保育園3園(東・南・西)を 統合《民営化》	検討		実施		
	レクリエーショ ン・スポーツ施 設 (企画財政課)	平成21年度までに、レンタサイクル センターの管理のあり方について検 討。	検討		検討		

(3) 公の施設以外の施設の取組目標

ア 公の施設以外の施設の委託状況

(平成16年度現在)

	施設の種類	事務総数	委託事務件数		
			全部委託	一部委託	全部直営
その他の事務	本庁舎清掃	1			1
	本庁舎夜間警備	1	1		
	案内・受付	1			1
	電話交換	1			1
	公用車運転	1			1
	し尿処理	1	1		
	一般ゴミ収集	1	1		
	学校給食(調理・運搬)	1			1
	学校用務員事務	1			1
	水道メータ検針	1			1
	道路維持補修・清掃等	1		1	
	ホームヘルパー派遣	1	1		
	情報処理・庁内情報システム維持	1		1	
	ホームページ作成・運営	1			1
	調査・集計	1			1
	総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)	1		1	
合計		16	4	3	9

イ その他の事務についての取組目標

区分	事務事業の種類 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間					
			H17	H18	H19	H20	H21	
全部委託	保健センター警備業務 (町民生活課)	H19年度より委託を実施する。	検討	→	→	→	→	→

3 定員管理及び給与の適正化の推進(見直し)

(1) 定員管理の適正化について(基本的な考え方等)

集中改革プランの策定後、厳しい財政状況を踏まえた中で、人件費の更なる削減を図るため、平成19年度に柔軟かつ効率的な行政運営を目指して、行政組織改革による組織のスリム化を実施し、当初の計画を大幅に上回る職員の削減を実現してきました。

このことから、本プランの計画をより現実的なものとするため、平成17年4月1日現在の職員数162名から平成22年4月1日現在の職員数を153名とすることで、5ヶ年間で9名を減員し、5.6%の削減率に変更見直しを行うものです。

(1) - (1) 計画期間

平成17年度を基準として、平成18年4月1日から平成22年4月1日までの5ヶ年間

(1) - (2) 計画部門

町全体

(1) - (3) 計画人数

153名(5ヶ年間で9名(5.6%)を減員する)

〔参考〕平成16年4月1日現在の職員数168名
平成17年4月1日現在の職員数162名(基準)
平成18年4月1日現在の職員数158名
平成19年4月1日現在の職員数152名
平成20年4月1日現在の職員数147名

(2) 給与の適正化について

給与制度は、従来より国の給与制度に基づき適正化を図ってきている。今後も、引き続き適正化を図る。

(2) - (1) 取組目標

- ・平成17年人事院勧告に伴う「給与構造改革」の実施
平均4.8%引き下げ、枠外昇級の廃止

(2) - (2) 定員・給与の公表

定員・給与の公表については、板倉町のホームページで公表している。

4 行政の情報化推進による行政サービスの向上

(1) 情報化の考え方

情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくとともに、システム開発に伴う重複投資の回避や円滑な相互接続・連携、さらに、業務・システムの最適化による効率的で質の高い電子自治体を構築する。

(2) 情報化の目的

住民の利便性・サービスの向上を図るために、電子申請受付システム等のオンライン利用促進を行い、また、行政情報の提供の充実、利便性の向上を図り、住民と行政との透明性を高め、開かれた行政の実現を図る。

(3) 情報化の取り組み

推進方策	主な取り組み内容等	実施年度
電子自治体の推進	いつでもどこからでも行政手続きが行えるよう、電子申請受付システムを充実させ、利用を促進する。	期間中
	業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、情報通信技術を活用した業務改革を推進するとともに、業務の共同処理・運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現する。	期間中
電子自治体の共通基盤の利活用の推進	電子申請等で必要となる住民の本人確認について、電子自治体の共通基盤である公的個人認証サービスの利活用を推進する。	期間中
	住民の利便性の向上を図ると共に、「行政事務の効率化を推進するため、住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。また、住民基本台帳カードについて、多目的利用の促進を図り、その普及に努める。	期間中
	国の行政機関とのネットワークについては、原則として霞ヶ関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用することし、行政情報の共有化、業務の効率化を推進する。	期間中
情報セキュリティの推進	情報セキュリティに関する基本方針を明確にし、情報セキュリティの水準の引き上げを図る。	期間中

5 経費節減等の財政効果関係

(1) 経費節減等の財政効果（基本的な考え方等）

昨今の国及び地方行財政の改革を受けて当面、町の財政運営は困難を極めることが予想される。その中で、持続可能な行政運営を行うため、自主財源の確保に努めるとともに、受益と負担の関係を見直し、住民への説明責任を果たしながら、手数料や使用料等の相応な負担を住民に求めるとともに、その目的に添った充当を行っていくこととする。また、限られた財源を有効に活用し、将来の町勢の発展へつなげていくために、機構のスリム化や事務事業の合理化を強力に推進し、限られた財源を有効に使いながら、総合計画における事務事業の見直しを適宜行いながら住民サービスの充実に努め、健全な財政運営を行っていく。

(2) 経費節減等の財政効果額

（単位：百万円）

項 目		合 計	取組目標（見込額）				
			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳入	超過課税の実施、法定外税新設税の徴収対策						
	使用料・手数料の見直し	95	19	19	19	19	19
	未利用財産の売り払い等						
	その他	5	1	1	1	1	1
	計	100	20	20	20	20	20
歳出	職員削減（議員含む）	うち退職の不補充					
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用					
		職員 給料等					
	給与削減	三役等特別職	12	6	6		
		議員 報酬等	45		15	15	15
		計	57	6	6	15	15
	その他						
	うち福利厚生事業						
	組織の統廃合						
	民間委託による事務事業費削減						
	うち指定管理者制度導入によるもの						
	施設等維持費の見直し	5	1	1	1	1	1
	補助金等の整理合理化	45	9	9	9	9	9
	投資的経費の見直し						
	内部管理経費の見直し	475	95	95	95	95	95
その他事務事業の整理合理化							
計	582	111	111	120	120	120	
合計	682	131	131	140	140	140	
投資的経費の見直し	1,539	228	355	14	460	510	
合計	2,221	359	486	126	600	650	

(3) 各取組項目における主要施策について

歳入

税収

税負担の公平性確保のため、適正な課税、調停を実施するとともに、税収の確保については徴税体制を一層強化し、徴収率の向上に努める。

使用料・手数料の見直し

家庭ゴミの処理に係る経費の増加に伴い、住民の方にも相応の負担をしてもらうことを理解してもらうことや、各種検診における受益者負担や施設使用料等にかかる相応の負担について理解を求めながら歳入の確保に努める。

歳出

施設等維持費の見直し

節電、節水を徹底することや職員による清掃の徹底など、職員自ら出来ることを率先して実施することにより経費の節減に努める。

補助金の整理合理化

これまで実施してきた各種団体の事業への補助を毎年度見直しを行いながら、その目的を達成した事業や、他事業と整理統合できるものについて、統廃合を積極的に行い経費の削減に努める。

その他事務事業の整理合理化

事務事業全般について毎年度見直しを行い、事務処理の簡素化や電子化を進めながら事務経理の削減を行うとともに、事務費用の効果の低いものについては、他事業との統廃合や事務廃止を行うなど、事業数の縮減を行い経費の節減に努める。

投資的経費の見直し

投資的事業については、総合計画との整合性を図りながら、予算の重点配分かを行う。短期的には事業費が多くなる年度もあるが、長期的には事業の費用効果等精査し、事業費の抑制を図っていく。

6 地方公営企業の経営健全化

将来にわたり、安全・安心な水を安定的に供給するため、経営基盤の強化に取り組む。

(1) コスト縮減対策

- ・ 検針業務の委託、事務の電算化、下水道課との統合による人員の削減といった人件費の削減に積極的に取り組んできた。今後は、工事コストや維持管理費の縮減の可能性を積極的に検討し、経営コスト全般の縮減に取り組む。

(2) 収入の確保

- ・ 水道料金未納者宅への戸別訪問や悪質未納者への給水停止など、定期的を実施しているところであるが、今後より一層の収納強化に努める。
- ・ 安定的な経営基盤を確保するため、水道事業運営に対する適正な水道料金を検証しつつ場合によっては見直しについても視野に入れ検討をおこなう

経費節減の財政効果額

(単位：千円)

項 目		過 去 の 取 組 実 績 (H11-16)	取 組 目 標 (見 込 額)				
			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収 入	未 収 金 の 徴 収 対 策	29,049	485	500	500	500	500
	料 金 の 見 直 し	102,855	0	0	0	0	0
	未 利 用 財 産 の 売 り 払 い 等						
	そ の 他						
	計						
支 出	人 件 費 削 減	0	11,820	10,349	10,349	10,349	10,349
	うち退職不補充の場合の効果額						
	嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額						
	給 与 等 削 減						
	組 織 の 統 廃 合						
	民 間 的 経 営 手 法 の 導 入 に よ る 事 務 事 業 費 削 減						
	そ の 他						
合 計	131,904	12,305	10,849	10,849	10,849	10,849	
建設投資の見直し	582,646	64,228	98,661	98,661	98,661	98,661	
総 計	714,550	76,535	109,510	109,510	109,510	109,510	